

## 会 議 記 録

会議名称	第56回杉並区環境清掃審議会	
日時	平成25年10月16日(水)午後2時01分~午後3時51分	
場所	区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	柳下会長、石川(恵)委員、斉藤委員、矢島委員、平田委員、花形委員、松木委員、中崎委員、寺田委員、杉之原委員、植田委員、石川(貴)委員、東委員、秋田委員、奥委員  <div style="text-align: right;">(15名)</div>
	区側	環境部長、環境課長、地域エネルギー対策担当課長、ごみ減量対策課長、杉並清掃事務所長、みどり公園課長、放射能対策担当課長、清掃事務所方南支所担当課長、都市計画課長(代理)、建築課長(代理)
傍聴者数	0名	
配付資料等	事前	杉並区環境基本計画改定案の策定について 平成25年度杉並区環境白書の発行について 平成25年度杉並区環境白書(本編)(資料編) 小型電子機器等の再資源化の事業の実施について 第55回会議録(案)
	当日	第56回杉並区環境清掃審議会次第 第56回杉並区環境清掃審議会席次表
会議次第	第56回杉並区環境清掃審議会 1 会長挨拶 2 第55回会議録(案)の確認 3 会議内容 報告事項 (1) 杉並区環境基本計画(改定案)の策定について (2) 平成25年度杉並区環境白書の発行について (3) 小型電子機器等の再資源化事業の実施について 4 その他	

第56回環境清掃審議会発言要旨 平成25年10月16日(水)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>皆様こんにちは。環境課長でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。</p> <p>今朝方は非常に強い台風が関東に接近をいたしまして、若干交通が乱れてはいるようではございますけれども、多くの皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>まだ、お二人ほどお見えにならない委員がいらっしゃいますが、始めさせていただきます。</p> <p>これから、第56回環境清掃審議会を開会させていただきます。</p> <p>まず、6月13日付で区議会の職の交代に伴いまして当審議会の委員が変更になってございますので、ご紹介をさせていただきます。杉並区議会の斉藤常男委員でございます。</p>
斉藤委員	<p>斉藤です。よろしく、どうぞ。</p>
環境課長	<p>ありがとうございます。もう一方、杉並区議会の山本あけみ委員が委員になってございますが、今日は所用がございまして、ご欠席でございます。よろしくお願いをいたします。</p> <p>次に本日の委員の出欠状況でございます。本審議会22名の委員に対しまして5名のご欠席と、それから2名、まだ、こちらに到着をされていないということで、15名の出席をいただいております。過半数の定足数に達していますので、この第56回杉並区環境清掃審議会は有効に成立してございます。</p> <p>また、本日の傍聴者は、現時点ではいらっしゃいません。</p> <p>それでは、次に本日の資料の確認をさせていただきます。まず、事前に配付をさせていただきました資料でございます。「杉並区環境基本計画改定案の策定について」、環境基本計画の改定案も一緒についてございます。冊子になってございますが、大丈夫でございましょうか。</p> <p>2番目といたしまして「平成25年度杉並区環境白書の発行について」と「平成25年度杉並区環境白書」の本編と資料編をお送りしてございます。</p> <p>それから、「小型電子機器等の再資源化の事業の実施について」というA4の資料が1枚ついてございます。</p> <p>お送りした最後でございますが、資料といたしましては第55回の議事録、会議録(案)でございます。お送りした資料で過不足、お忘れになった資料かご</p>

ございますか。大丈夫でしょうか。

本日の席上に、本日の次第と席次を配付させていただきます。席上にご用意させていただきましたファイル、レターファイルでございますが、次回以降も使わせていただきますので、お帰りの際は、そのままの状態でお帰りいただければと思います。よろしく願いをいたします。特に資料などで過不足はございませんでしょうか。

それでは、本日は報告事項が3件ございます。では、ここから会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

会 長 前回の審議会は7月1日だったですかね。早いもので、それから3カ月半ぐらいたちました。

前回までは月に1回以上の頻度で審議していましたので、3カ月半開催しないと全然審議していなかったような気がしますが、それだけ頻度高くやってきたということです。特に、それは環境基本計画づくりに関する議論をやってきたわけでありまして、それが、今日、本体の行政計画として、条例に基づく計画にどういうふうに反映されているかというのがポイントかと思います。

今日、3点の報告事項の審議ということです。時間が2時間ありますので、なかなかあるようでないわけで、効率的に行いたいと思いますので、ひとつ皆様、よろしくご協力をお願いします。

本日の議事を始める前に前回、7月1日の議事録です。お手元にあると思います。結構厚い議事録で52ページにもなっています。よろしゅうございますか。よろしければ、これを了解いただいたということにさせていただきたいと思います。

では、早速審議の説明をお願いしたいと思います。事務局のほうから今日の進行について、少しご説明をお願いします。

環 境 課 長 本日は報告事項が3件ございます。それぞれ報告をさせていただきまして、その後に質疑をお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、お手元にありますとおり、3つの事項がありますので、最初に区の「基本計画改定案の策定について」ということでお願いいたします。

環 境 課 長 では、私から「杉並区環境基本計画の改定案の策定について」をご報告させていただきます。審議会の資料としてA4の1枚の表紙と、それから、A3判の少し青い色のつきましたカラー刷りの資料と「改定案」の案の冊子を用意し

てございますので、そちらを順番に説明をさせていただきます。ございますでしょうか。

すみません、大変失礼しました。席上でA 3判の資料は配布させていただきます。お手元のほうに行き渡りましたでしょうか。

それでは、A 4の縦型の資料から簡単にご説明をさせていただきます。

まず、先ほど会長からお話ございましたが、今年の7月1日の環境清掃審議会でご答申をいただきまして、その後、区で検討を進め、改定案を取りまとめたものでございます。

改定案の概要でございますが、基本構想にあります杉並区の将来像に向けて、それを実現するために環境分野の計画として策定をしたものでございまして、区の環境基本条例9条に基づく計画とともに環境配慮行動指針を含むものでございます。計画期間は平成25年度、今年度から33年度までといたしまして、今後総合計画など区の上位の計画の改定がございますと、それにあわせて必要な改定を行う予定でございます。

計画の目標と体系でございますが、目標は「区民一人ひとりが創る 持続可能な環境住宅都市 杉並」といたしまして、体系は「基本目標 」から「 」までの体系になってございます。

主な改定の内容としてまとめたものが2に上げてございます。まず「杉並区地域エネルギービジョン」に掲げた取り組みを、推進をする。あるいは小型家電機器のリサイクルなど、さらなるごみの減量に向けて資源化を推進する。PM2.5や放射能などの測定や情報提供を行う。下高井戸公園などの公園の整備を、推進をする。景観保全・形成などに向けて建物などの保全・活用を図る。それから、教育、環境教育などの推進役を育てるため、小笠原などの交流体験学習を拡充する。さらに、この環境清掃審議会での意見を踏まえ、この計画の進捗、達成度、進捗などを確認しながら進めるというような内容にさせていただきます。

それでは、次に、先ほどお配りしましたA 3の概要版を少しお開きいただきたいと思っております。全体をコンパクトにまとめたものでございますが、概観を、確認をしていただければと思っております。

まず、「杉並区環境基本計画(改定案)概要」ということで、開きますと、左側の部分は今申し上げましたものが枠組みで書いてございます。右側のほうは目標に対しまして基本目標を、それぞれ掲げた上で、主な具体的な取組を一

番右側に記載をしたものでございます。

それらをさらに個々の事業などもあげて、裏面のほうに各基本目標に対して、それぞれ事業、あるいは区民、事業者の環境配慮などの取組を、記載をしてございます。

基本目標 では地球温暖化防止の取組や循環型社会を目指す取組などを上げてございます。基本目標 では大気汚染や化学物質の適正管理、その他公害を防ぐ取組を上げてございます。それから、基本目標 では自然環境の保全とさまざまな生き物が生息できるまちということで、緑の保全や、緑や自然に親しめる取組を上げてございます。そして、基本目標 では「魅力ある快適なまちなみをつくる」ということで、美しく清潔なまちや個性や美、安らぎに満ちたまちなみをつくる取組を上げてございます。そして、最後の5番目では環境教育、環境活動の推進などを上げた体系になってございます。

基本計画の全体の体系としてはこういう体系になってございますので、ご確認をいただければと思います。

それでは、基本計画の改定案のほうを順番に、簡単にご説明をさせていただきます。改定案の冊子のほうをご覧いただきたいと思います。表紙をおめくりいただきますと目次がございまして。そして目次を、またさらにめくっていただきますと、計画の基本的事項ということで第1章がございまして。そちらをめくっていただきますと、先ほど申し上げました、位置づけ、期間、それから、対象、主体ということで、それぞれ記述がしてございます。

さらにめくっていただきまして、5ページから第2章でございまして。第2章では杉並区の環境の現状と課題ということで、こちらから16ページまでが、それぞれ地球温暖化の対策やごみ減量、公害、自然、それから、環境美化、環境教育などを上げてございます。

まず、6ページでは地球温暖化対策ということで、エネルギーに関するその消費量が4分の3以上を家庭部門や業務部門、杉並の場合は占めているということで、その取組の推進が重要だということで、地域にやさしい地域分散型のエネルギー社会を構築するということを記載してございます。

8ページにまいりますとごみの減量・リサイクルということで、いわゆるごみの分別の徹底や家庭ごみの4割を占める生ごみの減量も大きな課題だということを上げてございます。

10ページでは公害対策について触れてございます。こちらでは公害がなくな

ったわけではないということで、光化学オキシダントが現状でも環境基準を超えている、あるいは、大気汚染につきましては国や都と連携をして総合的・広域的に対策を進める。それから、化学物質についてはVOCの一層の排出抑制が課題であるというようなことを上げてございます。

次に、12ページでは自然環境を上げてございます。こちらでは屋敷林などのまとまった緑が減少している中で民有地の緑を育てること。それから、水辺環境や雨水の有効利用などを推進することを上げてございます。

14ページは環境美化、景観に触れてございます。こちらは喫煙のルールやマナーについて。それから、ごみ出しのルールや、マナーについて。さらに、景観の形成について、建物の保全などに触れてございます。

そして、この章の最後、環境教育、環境活動につきまして、16ページに記載してございます。こちらは、環境問題について自ら考え活動する人を育てるという主旨で、中学生環境サミットなどを、実施をするとともに、環境活動を一層推進していくということの記載をしてございます。

そして、17ページからが3章ということで、計画の目標と体系となっております。

めくっていただきまして、18ページでは目標と、それから19ページでは「持続可能な環境住宅都市 杉並」とはどんなまち、どんな状況なのかというようなことを記載してございます。

そして、20、21ページでは、先ほどA3の概要版でもご説明したようなことが記載してございまして、22ページでは全体の事務事業が表になって掲載をされてございます。そして24ページからが、各基本目標に対してそれぞれの目標を上げて、各事業、環境配慮行動指針を記載した上で区の実施事業を述べてございます。まず、24ページでは基本目標の低炭素・循環型のまちをつくるということで、地球温暖化の防止への取組を記載してございます。

まず、25ページで目標を上げた上で、26ページでは環境配慮行動指針として区民・事業者・区の配慮していただきたい項目を記載し、27ページからは区の実施事業として、省エネルギーの対策の推進などを述べてございます。

それから、28、29ページでは少し趣を変えまして、枠組みでくくって、その項目に対するトピック的なコラムを記載してございます。

全体的な構成としてはこのような構成をしてございまして、30ページ以降、循環型社会を目指す取組ということで、目標を上げた上で、33ページでごみの

減量などについての事業を記載してございます。

それから、36ページにまいりますと、目標として区民の健康と生活環境を守るまちをつくるということで、自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組を上げてございます。

こちらでは39ページから区を取組を上げてございまして、低公害車、低燃費車の普及促進、エコドライブの促進などを述べてございます。

それから、41ページでは化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組で、こちらも目標を上げた上で、43ページから適正管理、化学物質等の取り扱い事業者への規制誘導指導などの事業を記載してございます。

46ページでは、その他公害を防ぐ取組みで、こちらは騒音や振動などの公害を防止する策が、49ページから区の実業として取り上げてございます。

50ページにまいりますと、自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちで、連続したまちを保全する、創出する取組です。事業といたしましては、53ページから樹木、樹林地の保全などの事業を上げてございます。

それから、55ページにまいりますと自然生態系の保全の取組で、こちらも目標を上げた上で、57ページから水辺環境の整備などの事業を上げてございます。

59ページにまいりますと緑や自然に親しめる取組で、こちらも目標を上げた上で、61ページから区の実業といたしまして、水と緑に親しめる場の維持、整備などを上げてございます。

それから、63ページでは基本目標といたしまして、魅力ある快適なまちなみをつくるということで、美しく清潔なまちへの取組を上げてございます。

こちらでは、事業といたしましては66ページで、区民と事業者との協働によるまちの美化活動の推進などの事業を上げているものでございます。

それから、67ページからは個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組で、こちら、69ページから区の実業を上げてございますが、景観、まちづくりの推進などを記載してございます。

そして、最後の基本目標でございますが、70ページからでございます。こちらは、区の実業といたしましては地域における、あるいは学校における環境教育の推進などの事業を72ページから上げているものでございます。

それから、環境活動の推進といたしまして73ページから75ページで、区の実業としてさまざまな媒体による情報、環境情報の提供などを事業として上げて

ございます。

以上が、少し長くなりましたが3章でございます。

第4章が77ページからございます。こちらが最後の章でございますが、この計画の進行管理ということでP D C Aの、その仕組みを記述してございます。

特に、79ページの評価の部分で、この点検・評価につきましては環境清掃審議会でのご意見も踏まえて、区民とともに計画の達成度・進捗状況を確認しながら進めるというような記載をさせていただいております。

それから、最後に参考資料といたしまして、用語説明を入れてございます。

改定案につきましては以上でございます。

最後にスケジュールでございます。現在、この環境基本計画につきましては区の、区民等の意見提出手続に沿いまして、10月21日まで意見提出手続を実施しているところでございます。こういう期間中でございますので、今日、こちらの審議会でも、この案に対してご意見をいただければと思っております。

その後、12月をめどに改定案を決定いたしまして公表をしたいというふうに考えてございます。

大変長くなりましたが、私からは以上でございます。

会 長 それでは、ご意見なりご質問のある方に、順次ご発言いただいて、少し意見交換なり、事務局からご説明いただきたいと思っております。いかがですか。2時間しかないのご遠慮なくお願いします。

C 委員、お願いします。

C 委 員 72ページの「5 - 5 体験学習の拡充」についてのところですが、2つ目の「さらに」という文章で「自然遺産である小笠原村との交流学习を進めます」というふうに、具体的に小笠原村とそこだけが具体名で出てきていますけれども、これまでこういう実績、小笠原村との交流実績が、そもそもあったのかどうかということと、それから、杉並区としては、例えば、群馬ですとか、これまで、特に災害地の相互援助協定を結んでいる自治体との強いつながり、交流というのがベースにあって、そういったところもこういう環境学習の場としてとてもよい自然に恵まれたところだと思いますけれども、そういったところは、特にここには書いていなくて小笠原村だけが強調されているというのが、少々気になっておりますけれども、そのあたりはどういったご趣旨でしょうか。

環 境 課 長 こちらは教育委員会の事業でございますが、実は既に中学生の、区立の中学

生を対象に小笠原のほうに行きまして、体験学習をしている事業を進めてございます。

去年、今年と既に行っている実績もございますし、教育委員会といたしましては、今後もさらに充実・推進をしたいということでございますので、具体的に地名も上げて記載をさせていただきました。ほかの交流団体と環境面でどういふふうにやれるかというのは、ちょっと今の段階では具体的なものはございませんので、ここには小笠原だけを上げているものでございます。

C 委 員

往々にして行政の計画というのは、既に、実績があったり、具体的に実現可能な、そのめどが立っているもののみを書いてしまって、それに限定してしまうという傾向があるので、それはそれとして、書いていただくのはいいんですけども、それ以外の可能性を排除してしまうような限定的な書き方になってしまうのもどうかと思いますので、ここだけに限らないのかもしれませんが、特に、ここ1つだけしか書いていないというのが、本当に、もうそこだけしかやらないというのも、ちょっとおかしな話ですので、やっぱり、いろいろ機会やこれからのつながりなんか、新たなものが出てくるかもしれないので、そういったことを排除しないような、もう少し、ソフトなといえますか、広げたような、こういう余地を残すような、そういった書き方にさせていただいたほうがいいのかと思います。

環 境 課 長

まさしく、今やっているというようなご説明になってしまったものですから、非常に限定的なお話になってしまいまして申しわけなかったですが、私もといたしましても環境教育としては、その上の5 - 3の中学生の環境サミットなどもやってございまして、そういう仕組みも使いながら、例えば、青梅との交流などもございますし、ほかの自治体との交流も今後進めていながら、子どもたちに杉並区だけではなくてほかの体験もしてもらいながら、学習をしてもらえるような環境づくりをしていきたいと考えてございます。

会 長

どうぞ、Kさん。

K 委 員

同じく72ページですが、5 - 4の「エコスクールの推進」というところで、これは「学校整備課、済美教育センター」となっておりますが、ここにもありますように家庭地域を含めた環境教育の充実で、家庭とか地域あるいは学校、今運営の組織があるかと思うのですけれども、そういうところとはどういうふうに連携なさっていらっしゃるのか、教えてください。

環 境 部 長

一つは地域運営学校といって、地域の人たちが実際に学校の経営に参画して

やっていくというやり方があります。それから、杉並発で全国に、今広まりつつあるかも知れませんが、学校支援本部とって、学校の政策などについて意思決定するというよりは、学校のさまざまな事業運営についてどう地域の人たちが協力していくか、そういう組織をつくっています。その後者のほうの学校支援本部というところが、まさに地域の人たちの学校を支援する力ということで、例えば、和田中学校などでも学校の芝生の管理の部隊だとか、それぞれ学校ごとに独自の取り組みをやっていきます。そういうところの取組について、これは、単に学校の施設の整備だにとどまるものではなく、環境教育との連携も含めて取組を、今後も進めていくということを載せていると、そんなところで受けとめていただければと思います。

会 長  
J 委 員

では、Jさん。

今のご発言に関連するんですけども、教育委員会が出席されておられないと、それから、済美教育センターの方も一度だけ参加されたというような記憶がありますけれども、私、この審議会全体に、以前おられた学校関係、PTAの方々が抜けられたまま、あるいは教育委員会、済美教育センターからの出席がないまま、学校問題を勝手に我々が話をしているというような印象がずっとありまして、教育委員会あるいは済美教育センターのご出席、それから、委員として学校関係の、まさに支援本部であるとか、そのコミュニティ・スクールの人なんかの参加を、ぜひ望みたいと思いますが、いかがでしょう。

環 境 部 長

では、私からお答えします。今期の環境清掃審議会の委員さんをお願いするに当たっても、学校のそういう団体の代表の皆様も、ぜひご参加いただきたいというお話もさせていただいております。ただ、なかなか向こうの方々もそれぞれお役があって、なかなかこちらのほうまでお入りいただくのが難しいというようなところで、私どもも残念ながら、これが現実的な厳しい状況という中で、今期の委員の、PTAからのご推薦がいただけなかったという、そういう状況でございます。

ただ、そうは申しましても、こういう、この環境の取組については教育の関係者、学校を含めて、大きなかわりがございますので、これは、もちろん一緒にやっていくということでございます。それから、私ども事務局の体制の中という視点で申し上げれば、今日は出席させていただいておりませんが、課題の状況に応じて担当部局の職員を出席をさせて、必要な場合はその者から説明をさせていただければと思います。

会  
F

長  
委  
員

Fさん、お願いします。

この改定案の、全体を読んで、今までの部会等を振り返って、ちょっと原点に立ち返っているところと感じたこととか、意見として、すこし申し上げたいと思います。

総じて言えば、2から3ページにある位置づけとか、この主体とか、こういった体系案とか、18ページから21ページとか、この辺を入れていただいて、この辺の内容は非常によくまとまっていると思います。

逆に、まだ、これ、案ということでたたき台だと思いますので、ちょっと幾つか気になった点がありまして、それが3点ほどございます。

1点目としましては5ページからの、この「環境の現状と課題」というところで、この1から5まで、この左のページでは文章でいろいろと現状認識のほうを述べられているわけですが、(2)の「ごみの減量・リサイクル」に関して言うと、全体の整合性で言えば、やっぱり、結構この辺の内容というのは部会等でかなり白熱した点ではあるんですけども、記述が、やっぱり弱い印象を受けます。

逆に、この10ページの公害対策となると、ちょっとこの辺が、少し、やっぱり多いのかなという印象がありますので、この辺の文言とか文章の構成とかのバランスといったものは、もう少し考えていただければと思っております。

2点目は、この基本目標の から のところで、この目標値をいろいろ上げていらっしゃるんですけども、25ページから始まると思うんですけども、この辺の目標設定の数字ですよね。安易に、非常に踏み込んでいらっしゃる部分と、ちょっとここというのは足りないんじゃないのというところが、やっぱり混ざっている印象がありますので、やっぱり、このところは、数字の目標設定というのは、これ、かなり長い、33年度までの目標になるんで、やっぱりここは、もう一回、案が正式なものになる前にもう一回精査したほうがいいかと思います。

例えば、具体的に申しますと25ページの、この「再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池」で2%と、かなり踏み込んでいる目標だと思いますし、次の、ごみのあたりはいいとして、あと、この目標の の、この「区民の健康と生活環境を守るまちをつくる」と。

これは前回、参加できませんでしたので、議事録等拝見しましたけれども、その議題の中身でこうなったのは、理解はできるんですけども、もうちょっと

とオキシダントの環境基準とか、要は環境への排出量とか数字が多いというのがあって、こういう何ミリ以下ですとかという、これは部会でもよく会長とお話していたんですよ。こういう数字があるときの目標というのは、そもそも適切かどうかというのは、やっぱり、ここはちょっと、もう一回もんでみる、精査してみる必要はあろうかと思います。

前回も、今までは、たしか、この区民意向調査のアンケートとか、その辺を使っていると思いますので、データのもの、もうちょっとアンケートによるものと、そこは、もう少しまぜてもいいんじゃないかなというふうには考えますが。

あと踏み込んだ数字とすれば、例えば、この「接道部緑化率を30%まで増やします」、51ページなんですけれども、これ、結構この辺も、やっぱりハードルが高いものがあったりしますので、ちょっとこの辺の区民のアンケートとかもあろうかと思うんですけれども、その指標等に関しては、ちょっと考えていただければなというふうには思います。

今の中では、以上です。

会 長  
環 境 課 長

いかがですか。

多岐にわたりましたので、ご意見の中で、簡単に申し上げますと、第2章のボリューム感といいたいでしょうか、ごみの記述が弱くて公害が多いというようなご意見もありましたので、中身のほうは、もう一回見てみたいと思いますが、やはり、いわゆるテーマによって、多い少ないというのがありますし、こちらの審議会でのいろいろな議論の経過を踏まえて記述をしてございますので、文章の多い少ないはご理解いただければというふうに思います。それから、数値目標については、いろいろご意見を賜りましたが、それぞれ担当の課長からご答弁します。まずエネルギーから。

地域エネルギー  
対策担当課長

エネルギーの目標につきましては、二酸化炭素排出量、これは国の目標が決まっておりますので、それまでの目安というか、暫定目標、参考値というふうに捉えていただきたいのですが、再生可能エネルギーの発電量の割合や区全体のエネルギー消費量の10%削減につきましては、先にご報告いたしました地域エネルギービジョンで平成33年までの目標として掲げているところでございまして、総合計画に従って太陽光発電の普及を図っていくと、大体これぐらい、皆様の省エネが相まってこれぐらいはできると、そういう数字でございませう。

みどり公園課長	<p>接道部緑化率については、平成 11 年に「杉並区みどりの基本計画」を策定した際の目標値は、平成 30 年までに 20%を達成するとしていました。平成 19 年度のみどりの実態調査の結果、接道部緑化率が 23%となり、目標を達成しました。その際に緑化余力が 30%程ありましたので、平成 22 年度のみどりの基本計画の改定時には、接道部緑化率を 30%と高い目標として掲げています。少しずつですが着実にみどりは増えていますし、緑化指導でも接道部緑化が要件となっていますから、目標達成に向けて道路沿いのみどりを増やしていきたいと考えております。</p>
会 長	Fさん、いいですか。
F 委 員	まあ、いいです。はい。
会 長	ほかにいかがですか。
ごみ減量対策課長	<p>先ほどごみの関係の分量が少ないのではないかという話がありましたけれども、例えばこの基本計画の個別計画、下位計画の中で、一般廃棄物処理基本計画をご審議いただいていたので、そのイメージが多いのかと思っています。少しバランスよくさせていきたいと思っています。</p>
会 長	ほかにいかがですか。Gさん。
G 委 員	<p>今の課長のご意見でうれしくなったんですけども、お願いとして、やはり、この9ページのところ、家庭ごみの内訳を単年度で、円グラフか何かで、容量でも重量でもいいですけども、出していただいて、一生活者として自分がこのくらい出して、その内訳はこうよ、じゃ、こうしましょうとわかるように数値を出していただきたいなと思いました。</p>
	<p>お願いが1つと、あと質問が2つですけども、一つは、このA4のところ、改定の主な内容としまして出していただいた2番のところの一番下の、区民、事業者、NPOで、要はPDCAサイクルのチェックを区民とともに行政がやりますよというのが、今回の改定の主な内容ですよというふうにあるんですけども、ここだけ読むと、やっぱり何か、最後のところはなお書きみたいな感じで書かれていて、改定したというふうにはとても読めずに、何かこう、最初のイメージですと部会か何かを立ち上げて年度ごとにチェックするとか期中にチェックするみたいなものが、プロジェクトみたいなものができるのかなというイメージだったんですが、このままだと、多分読んだ人は気がつかないような改定の書き方ではないかなと思うので、とても、これはどういうことなのだろうと、この扱いはどういうことなんだろうというのが一つと、もう一</p>

つは、こちらも質問です。

73ページのほうで3段落目ですね。「情報発信方法の工夫や情報提供の一層の充実を図ります」とありまして、この中の一つとして、たしか「あんさんぶる荻窪」にあります「すぎなみ環境情報館」、こちらを拠点として活躍させていくとかというようなお話があったようにも思いますが、あと環境活動への支援として、75ページ、5 - 8にもありますように、書いていただいているとおり、やっぱり環境団体の方と地域との連携、協力、交流、情報交換を進めるといのは、単体の活動をなさっている方は無理なんですね。やはりコーディネーターをされる、援助をするような、それ専門のところが必要であって、それなしで、それぞれ頑張りなさいといのは無理がありますので、その役割をこの「すぎなみ環境情報館」が担うのかどうか、担えないのであれば具体的にどのような仕組みをつくるのかどうか、どこの課がなさるのか、各事業所管課という書き方ではなくて、何々課が担当してコーディネートしますみたいな書き方をしていかないと、余り今までと変わらないような気がいたしますので、そこら辺のお考えを知りたいです。

以上です。

会 長 時間の運営管理上、ご意見がある方は先にちょっと登録していただけませんか。

はい。ほかにいらっしゃいませんか。お二人ですね。3人ね。個々に応答していると、時間がとても足りませんので、一括か、私のほうで最後に集約するときにどうしたらいいか考えさせてください。どうぞ、お願いします。

P 委 員 この基本計画の、全体的には読む対象というのが、私は大人の方とは思っていたんですけども、今回たまたまケーブルテレビを見ましたら、中学生の環境サミットの出席する中学校が全校出席されていて、それで、もっと広げるといことで、この72ページにも小学生にもというような形で、実際にこれを読む人たちは大人だけじゃなくて、中学生、高校生、小学生も読むかもしれない。その内容も自分たちのことが書かれていたら、もっともっと興味を持って、環境にもっと興味を持つんじゃないかなというような印象を受けました。

もう一つ、10ページの公害対策の中で、今PM2.5とかと、結構盛んに出ているんですけども、それで、これは今までこうでしたという形なんですけど、今では現実になんてなっているかというのは、私はよく3つのサイトを見るんですね。このサイトは「そらまめ君」と「環境展望台」とNHKの「NEWS

		<p>WEB」のPM2.5なんですけれども、こういったものを参考として、資料編には載せられないのかなと思いました。</p> <p>ただ、ここに書かれているのは、今こういう段階です。これを見た方は、じゃ、今後どうしたらいいの、今はどうなっているのかわからない。こういうのが参考にありますよというのを資料編に載せたらどうかなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
F	委員	<p>すみません。1点だけ手短かにいきます。79ページの、この計画の進行管理の評価のところ、点検評価、この杉並区環境清掃審議会での意見等を踏まえ、要は、この評価をどこでやるのかというのを、この審議会を言及しているんですけれども、ここまで部会では踏み込んでいなかったなと思うので、この辺をどう評価するかというのは、もうちょっと長い意味で考えたほうがいいんじゃないかなというのがありまして、何もこれだけに限定するのも、ちょっと不自然な印象は受けました。</p> <p>以上です。</p>
会	長	<p>答申の経緯と違うことを指摘しています。私が解説します。</p> <p>皆さんに協働で進行管理するということに「いかがですか。できますか。どうでしょうか」と問いかけました。それに対して、Kさんあたり、かなり厳しくその点を自問自答されて、気持ちはあるけれども、なかなかできないということで、審議会で引き取って、審議会ですべて進行管理のようなことをやりましょうかという話になって、それを答申に盛り込んだはずで。</p>
F	委員	<p>いや、たしか、そうですね。</p>
A	委員	<p>質問とか、そういうことではないのですけれども、先ほど委員さんから環境情報館に関して意見が出まして、よかったなと思ったんですが、情報館も外部評価を受けまして、いろいろ新しくなろうとしていますし、部会での話し合いのときにも随分活躍を期待するような声が多かったと思いますので、あえて名前を書くこと、ここに名前を載せることが、支障がないのであればどんどん載せていただいて、活用できるような、後押しするような計画になればいいなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
会	長	<p>ありがとうございます。私のほうから、総括的なことで事務局にお伺いしたいのですが、答申は今、インターネットで既に公表はしていますか。いるとするなら、いつから公表されましたか。</p>

環境課長	すみません。答申は、この7月にいただいておりますけれども、少々手違いがございまして、先週からインターネットで見られるようになっているという状況でございます。
会長	<p>これは会長として一つ苦言を、委員全員になりかわって申し上げざるを得ません。</p> <p>条例に基づいて区長の諮問を受けて、審議会では皆さん一生懸命議論をして答申をした。条例に何て書いてあるかということ、その結果を区長は尊重しなければいけないと書いてあります。尊重してとりまとめた今回の計画案を、さらにパブコメ、この場合のパブコメは、根拠は、条例ですか、法律ですか。</p>
環境課長	区の条例でございます。
会長	<p>条例ですね。条例にのっとって区民の意見を聞くと。そうであるならば、そのプロセスから言うと区民に意見を聞くときには、それ以前にあった審議会の答申、審議会自体が、議事録は全部公表ですから、当然のことながら答申というのは公表されなければ意味がないわけです。区民は、何をよりどころにこういうような計画ができたのかということについて、当然知る権利があるわけであって、知らなければ、本来意見は言えない。</p> <p>ところが、9月21日から縦覧しているわけですが、審議会答申が先週初めて公表したというのは、これは瑕疵があったというふうに指摘されても仕方がない、かなり重要な話だと思います。この点は審議会として一言重要な問題であったということは指摘させていただきたいと思います。</p> <p>それから、先ほど言いました、各委員からいろんな意見がありますが、審議会の答申を尊重しなくてははいけません。私も、もちろん一言一句、全部そのとおりでなくてははいけませんとは全く思っておりませんが、審議会の中でいろいろな意見の対立があったり、あるいは神経質な議論があったりしてまとめた答申文は、私が最後にまとめさせていただく中で、いろんな委員方の意見を、かなり苦労して最後の答申文をまとめるという経緯がありました。そのことは、自分自身もはっきりと記憶があるわけですが、それと今回の計画とが、違うところがあるのでしたら、特にどこが違うのか、何で違うようにせざるを得なかったのかというあたりは、はっきり審議会の各メンバーに説明してほしいと思います。</p> <p>個々に気がついた委員が質問すると、はい、これはこうですと答えるのはいいのですが、本来はそういう性格のものではないと思います。</p>

細かいことを言うと切りがありませんが、例えば、私が全体を見て気がついたことを言いますと、今言った、どうやって区民と行政が協働して進行管理するかというのも、かなりいろいろと委員の意見があり、経緯があって、最終的に答申文にたどりついた。これをどのようにしてこれから実行していくかというのは区役所の問題であるとともに、この審議会の問題であったり区民の問題であったりして、これは大変な課題と、私も認識していましたが、区役所内部でどういう議論があったんだろうかなと気になります。

それから、温暖化については、今、昨今の3.11以降の国のエネルギー政策の中で、非常に難しいというのは認識しています。二酸化炭素について、本当に目標値というものを掲げるのか掲げないのかというところで、随分議論があった。今回は、あっさり2%削減というのが出てきたわけで、どこから出てきたのかなと非常に気になります。審議会では、そういう数字の議論をしたことは一回もなかったと思います。

一番私として気になりますのは、例えば、ちょっと具体的に見ていただきますと、これ、多分根拠はあるのですが、25ページを見ていただきますと、ここにエネルギーの消費量の図がありますね。そうすると平成2年と22年が大体同じですね。22年から、さらに10%削減しますと書いてありますね、上の目標。一方、二酸化炭素については2年度に対して2%削減と。

要するに、この2年と22年がどういう関係になっているかというのが、どこかを見なくてはいけないと思うんですが、多分これは……下に、出ていないですね。どこか、二酸化炭素は増えているのでしょうかね、これ。2年から22年の間は。

エネルギーの使用量は余り増えていないけれども、二酸化炭素は増えているということは、東京電力の場合は炭素原単位が上がったということでしょうか。それにしてもエネルギーが10%削減する。しかし、二酸化炭素は2%、エネルギーの場合は、しかも22年度に対してと書いてあって、下が2年度なので違いますが、どう考えてもこの数字が、暫定と書いてはあるけれども、こういう数字を置くことがこの計画の中でいいのかどうかというのは、随分議論があったと思います。どうして置かなくてはいけなかったのかということは、やはり、一つのポイントだと思います。

それから、もう1点あります。最後は、一番最後の審議の際に、今日、ご欠席ですけれども、1委員からだいが公害ゼロというのを目指すというものを目

標に入れるべきとの意見がありました。たしか、それだけで40分間ぐらい議論をしたのではないですかね。私も随分、いろいろと応答するのに苦しみましたけれども、少なくともそれ自体が目標ではないけれども、公害ゼロというものを目標の背景としてきちんと書くようにするというので、最後、答申文、最後の40分間の応答というものを踏まえて、かなり苦しい答申文をつくったはずですけども、これが一言も入っていない。あのときの議論というのは一体どこへ行ってしまったのだらうと思います。

こういうことを考えたときに、やはり審議会に対して、きちんと説明をして欲しいですね。でないと、我々は一体何を議論したのかということに関して、むなしい思いが出てきてしまうということでもあります。

ちょっと厳し目ですけども、個々の項目が悪いとかいいとかというよりも、姿勢の問題というか審議会と行政の問題というあたりを、もう一回きちんとしたいなという思いから、申し上げたわけです。

環境課長

まず、私からお答えさせていただきます。協働の進行管理に関連して、先ほどお話がございました。A4の資料にも審議会での意見を踏まえという記述もしまして、今、会長からも協働の進行管理をどうやっていくのかというようなお話がございました。

私ども、答申をいただきまして、それを反映する部分は、今回の計画では、先ほどご説明の際に少し触れましたが、78、79ページの計画の進行管理にどういうふうに埋め込むかということは、検討をさせていただきました。

その中でも、特に評価のところはどういうふうな形をつくるかというようなことだったかと思いますが、今回私どもで検討した中では記載のとおり、先ほど審議会の意見等も踏まえというところでご意見がございましたが、そういう記述をした上で、余り具体的なやり方まで踏み込んでここに記載ができなかったというような結果になりました。

事務局といたしましては、審議会の意見も踏まえというようなところをもとに、新しくできた計画の進行管理をどのようにしていったらいいかというようなところを、私どもも改めてその仕組みを考えていかななくてはいけないかなと思いますし、できましたら、この審議会で、どのような方法がいいのか、また改めてご議論をいただきたいと考えています。

例えば、区の進捗状況だけを報告するのではなくて、区民の取組をどういうふうに情報収集をしてここの評価に加えるか、あるいは事業者の取組をどのよ

<p>地域エネルギー 対策担当課長</p>	<p>うに情報収集して評価に加えるかというようなところも、なかなか私どもでは詰めることができませんでしたので、そのところを、少し原点に立ち戻ってご検討いただければと思っております。</p> <p>エネルギーのほうは、担当課長から、お答えさせていただきます。</p> <p>二酸化炭素排出量の関係でございますが、地球温暖化対策ということを環境基本計画で避けて通れない問題だという認識を事務局では持っておりました。</p> <p>それで、今火力発電に頼っている現状で、二酸化炭素の排出係数は非常に上がっております。その中で目標設定をするということは、国の側の京都議定書から離脱して、目標もまだ定まらない状態であるうちに値を出すということは非常に難しいことですし、できないことだというふうに考えましたので、前計画の目標である平成2年度、これは京都議定書の基準で、1990年でマイナス2%比をしていくというのが前環境基本計画の目標でございましたので、ここは横引きをさせていただきますして、年内に国の目標値設定があった後、杉並区でその値を達成するにはどれだけの二酸化炭素排出量にするのが適当であるかというのを算出しなおすというつもりであります。</p>
<p>会 長</p>	<p>これは、前回というのは、目標年はいつですか。</p>
<p>地域エネルギー 対策担当課長</p>	<p>平成25年です。</p>
<p>会 長</p>	<p>今年ですね。</p>
<p>地域エネルギー 対策担当課長</p>	<p>はい。データが整うのが2年おくれになりますので、今わかっているのはここに書いてあります現状値である162万トンで基準年度プラス9%という状況になってございます。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>それから、公害ゼロに関してのご意見でございます。</p> <p>ご指摘のとおり、いろいろ、さまざまご議論がありまして、私どもも公害の部分で記述する部分としては、計画としては基本目標のところになるわけですが、会長のご指摘のとおり、公害のゼロというか、そういうものを目的の背景にするような記述は、基本目標のところには書いていない形になってございます。</p> <p>事務局の中で整理をする中では、冒頭にも多少触れましたけれども、公害がまだなくなっていないというようなところは、少しお叱りを受けるかもしれませんが、第2章のほうの10ページのところで、冒頭の記述のところで公害に触れて公害がなくなったわけではないというような、3行目でございますが、そ</p>

うような記述を盛り込ませていただいたという状況ではございました。

ただ、今回ご指摘もございましたので、計画の本文といいましょうか、目標と体系のところをそういう記述をとというご意見かと思しますので、どのような書き込みができるか、検討させていただきたいと思います。

会 長 私は個々についてこだわって、申し上げているわけではありません。私の申し上げたのは姿勢の問題です。審議会の答申ができたのに区民にそれが届いていないというのは、大事な行政の意思決定プロセスの透明性というか、責任という観点から、すごく大切なことではありますよということが1点と。

それから、内容がいい悪いというよりも、審議会で議論した結果と実際にこの行政がつくろうとする施策との間にあつれきがあったり悩みがあったりしたときには、我々が気がついたことだけを答えるというのではなくて、そもそもこういう悩みが、こういうポイントがありましたと、ストレートに言っていたほうがいいのではないかと思います。そのほうがお互いの信頼関係であるとか、これから、この計画を実行する、今度は各区民全員に責任があるわけですから、そのポイントが審議会のメンバーにもストレートに伝わるのではないかと。

審議会の中で、やったものがどういう形で行政の中で議論があったのかというのを、伝わってくるような、そういう進め方も、ぜひお願いしたいということをお願いしたのです。

環 境 部 長 今、会長からお話しいただいた点については全くそのとおりだと思っております。

そういう中で今回の計画案については、審議会の文章ということではなく、区のほうの文章という立場で私どもは書かせていただいておりますけれども、その中で書かれる内容というのは、基本的には審議会でご議論いただいたところをベースにして、これを尊重してまとめていくということが基本だと思っております。

そういう中で、十分ご議論が反映し切れなかった点があったところについてはこれはおわび申し上げたいと思っておりますけれども、そういう中で私どもとしては、この計画については私どもの責任でこれを出す形になりますので、そこは、ご意見については十分酌み取らせていただいて、私どもとしてのできるだけの内容に仕上げていくと、そういうように思っています。

会 長 ほかに何かございますか。

環境部長

情報館の話も幾つか出たりしていますが、すこし説明をお願いできますか。

では、情報館のことについて、若干触れさせていただきます。

環境情報館につきましては、この環境清掃審議会での議論とはまた別で、行政改革という観点から、この間、区でも検討してまいりました。

一つは3年前に杉並区版の事業仕分けというものをやりまして、そのときにも環境情報館がその俎上に上って、それについて、もっと効果的・効率的な運用をするべきだと、そういったお話もいただいて、この間、区でも検討していました。

もう一方で、これは区の施設全般についてなんですけれども、区の施設を再編していこうということで、これから、ちょうど高度成長期につくられた公共施設が建てかえ更新の時期に入ってくるという中で、今の施設をそのまま続けていくのが、果たしてどうなんだろうかと、そういう問題提起の中で改めて区の施設全般を、今後の必要性なり、これからの時代のニーズに合ったものに見直していこうという中で、施設の再編の検討というものをしてまいりました。

そういう中で、今回その素案ということで、たたき台を区としてまとめさせていただいたところなんですけれども、環境情報館についても今後のあり方について、環境政策は充実させるとしても、そのことと、その環境情報館をどうあるべきかということは全く別という議論の中で、今後の時代になかった形で環境情報館のあり方を見直しましょうということが、一方で提起されている状況でございます。

そういうことの中で、今回この環境基本計画の中には、あえて環境情報館という言葉は外させていただいております。ただ、そうはいても環境意識の普及啓発、環境配慮行動を推進するということは非常に重要な課題でございますので、そこについては触れない中で充実を図る主旨での記述をさせていただいているという次第でございます。

会長

よろしいですか。 T委員、いかがですか。

T委員

老婆心ながら、今論議のやりとりをお聞きしていて心配しているんですけれども、会長が答申をなぜクリアできなかったということを率直に話してもらったほうが信頼性を確立できるんじゃないかと。また、部長が内容を十分に尊重してやりますと言いますが、この席で可能な限り、もしあれば、ここはこういう悩みがあるんだと、ここまでは、やっぱりクリアできませんというようなことがあれば、もう率直に話したほうがいいんじゃないかと思うんですが、

環境部長	<p>大丈夫ですか。</p> <p>私どもとして、この場でできるだけのご説明という中では、ただいま申し上げたところでございます。冒頭のP D C Aのところにつきましても、やはり、この環境分野での取組とあわせて杉並区の全体の総合計画というのがございまして、そこでのP D C Aのやり方というのもございます。</p> <p>基本的には、その総合計画でのP D C Aの形というものを参考にしながら、こちらのほうでもやらせていただければということで、当審議会にさまざまなご意見を頂戴しながら、その進行管理についてはやらせていただく、そんなところの計画にまとめさせていただいた次第でございます。</p>
会長	<p>今までの議論以外に何かありましたらお願いします。時間の関係で、余りの議題だけにこだわるわけにはいかないのです。</p>
F 委員	<p>今のやりとりで、ちょっと手短に。</p> <p>2期3年、審議会の委員をやっているんですけども、確かにお話の趣旨とかもわかって、答弁もうまいのはわかるんですけども、多分これ、環境部長の個人的な方針なのか事務局の方針なのか、よくわからないんですけども、やっぱり、全体的に議会とか委員会をやっているような、割と形式的な答弁が多い印象があるんで、やっぱりここは、あくまで審議会で、ある程度意見をぶつけるところでもあるんで、確かに前回の経緯とか難しい背景は承知しておるんですけども、やはり、もうちょっとその辺、状況がある程度見える化しているほうが、こっちとしても納得できる面があるのかなというふうに思いますので、ここはお答えというのは要らないんですけども、具体例で申し上げると、区内でもプライベートで、今こうやっていらっしゃる方とたまにご挨拶する機会もあるんですけども、前は割とそういう挨拶とかも、何か率直にいったんでしょうけれども、ここ最近、割と、ちょっと心理的な壁みたいなものを感じられるケースが、まま見受けられるんで、やっぱりこの辺、案外メンタル的なものもあるのかもしれませんので、ちょっと全体的な位置づけという中で、ちょっと考えていただければなと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
T 委員	<p>違った観点から申し上げますと、基本構想ができて、総合計画、実行計画、進行管理と。その中で、今後10年、30年間をどうするかという大変大きな動きの中での環境基本計画ですね。ですから、その辺の整合性で私は、話を聞</p>



環境課長

う表現は、何か気になりますね。もうすこし適切な表現はないのかなとは思いますが。

ほか、何か、よろしいですか。個別に重要な意見がたくさん出たと思いますので、まだ今、現在パブリックコメントの最中でございますので、ぜひ、最終的な計画の策定の中に重要な意見として、指摘として、インプットしていただいて意思決定に結びつけていただきたいということをお願いして、この議題は以上とさせていただきます。

次の議題にいかせていただいて、事務局のほうでご説明をお願いします。

それでは、2つ目のご報告でございます。

平成25年度杉並区環境白書の発行についてということで、こちらは環境基本条例の第10条に基づきまして、毎年作成をしているものでございます。その概要につきましてはA4の1枚の表紙に、第1章、第2章、第3章、それから資料編という構成が書いてございます。そのようなことで、閲覧場所を区役所・図書館などで、既に関覧をしていただいているものでございます。

環境白書のほうの本体をご覧いただければと思います。「平成25年度杉並区環境白書 平成25年9月」というカラー刷りの冊子をご覧いただければと思います。

おめくりいただきまして、これも同じように目次がございまして、第1章が1ページからございます。「主な施策の検証と今後の基本的方向」ということで、24年度の取り組みの主なものが、2ページから17ページにかけて記載してございます。

簡単に、ざっと順番に申し上げますと、3ページでは再生可能エネルギーの活用などについての、地域エネルギービジョンを今年度つくりましたが、そういうものをつくったというようなこと。再生可能エネルギーの普及促進で太陽光発電機器の助成などを行ってきたということが、4ページから5ページにかけて記載してございます。

6ページではごみの減量・資源化ということで、ごみの減量に取り組んでまいりましたことを、普及啓発やごみの収集のカレンダーをつくったというようなことを記載してございます。

そして10ページからは「自然環境と人の営みが共存するまちなみをつくる」といことで、こちらは主に「みどりのベルトづくり」や屋敷林などの緑関係の事業の記述をしてございます。

14ページで第3に、環境に関するさまざまな取り組みや自発的な行動が盛んになるまちをつくるということで、先ほど計画でも触れましたが、中学生の環境サミットや小笠原の自然体験交流などの状況を記載してございます。

そして19ページからが第2章でございまして、各基本計画の、現行の基本計画における施策の進捗状況を、19ページから51ページにかけて記載をしてございます。

20ページでは現行の基本計画の体系や施策を記載してございまして、23ページから各基本目標の、現行では環境目標と成果目標を上げてございますので、そちらの実績などを記載した上で、24ページから各取り組みの状況を枠組みでご報告をしている形態をとってございます。

以降、件数が多く111事業ございますので、一つ一つのご説明は省略させていただきますまして、27ページからが目標 でございます。区民の健康と生活環境を守るまちということで、主に公害に関する事業の状況をご報告しています。

34ページでは「自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる」ということで、こちらが、緑の関係が主な事業内容になってございます。

43ページからが魅力ある快適なまちをつくるということで、目標 の目標と、それから事業が記載してございまして、48ページからが基本目標 の「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる」ということで、取り組み状況を報告してございます。

また、53ページからが「区を取り巻く環境の実態」ということで、主な状況を、定量的な成果などを、グラフなどを用いて記載をしてございます。

そして、別冊でございまして、「杉並区環境白書資料編」も作成をいたしまして、各種統計数値などを記載して参考にご覧いただけるようにしているものでございます。こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。白書に関しまして、いかがでしょうか。何か、ご質問なり、ございますか。

これは、誰でもホームページなどからダウンロードできるんですかね。

環境課長 はい。インターネットでご提供させていただいております。

会 長 どうぞ。

F 委員 これ、去年まで記載なかったと思いますけれども、資料編の31ページ、32ペ

	<p>ージで、大型車混入率と、この走行速度に関する項目が新たにできたと思うんです。この辺の中身を、ご説明いただけますでしょうか。</p>
環境課長	<p>新しく入ったということでございます。具体的には、担当のほうからご説明させていただきます。</p>
公害対策係長	<p>ご指摘のとおり、今回初めて、この項目については調査結果を載せさせていただいております。</p> <p>調査自体は前から行っていましたが、ご指摘のようにこれほど詳しく載せてはいませんでした。全体では法律に基づきます常時監視という調査の中での調査結果でございまして、その中で幹線道路の騒音・振動とともに交通量の調査をして、その結果を載せております。</p> <p>これにつきましては5年間で杉並区内の幹線道路を一巡するような形で調査計画をいたしまして、これは、今回は1年分の結果、5分の1の結果になりますけれども、載せております。</p> <p>数字についてはここに書いてあるとおりでございまして、最終的には環境基準の達成率、29ページのほうの表にございます。ここが最終的な結論になりますけれども、こちらで昼間と夜間の環境基準の達成率を測定数値から集計して出しているというような調査でございまして、</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>いかがですか。ほか、よろしいですか。</p> <p>では、白書の報告は終了したということで終わらせていただきます。</p> <p>次に小型電子機器ですね。再資源化事業についてということで、事務局からお願いいたします。</p>
ごみ減量対策課長	<p>私から小型電子機器等の再資源化事業の実施について、ご報告させていただきます。</p> <p>皆さんご案内のとおり、小型家電リサイクル法が、この4月に施行されたわけですが、それ以前まで、この3月まで、今現在もそうでございますが、清掃一組のほうにおいて、粗大ごみと不燃ごみの中から、中央防波堤にございます処理センターにおいて、鉄とアルミのみを回収してございました。</p> <p>それを受けて、国のほうで、今ガイドライン、または東京都のほうから検討会まとめというのが出ましたので、それを受けまして、区では4月から粗大ごみとして排出されている金属類をピックアップしまして再資源化事業者に売却するというをしております。有用金属等レアメタルの再資源化の事業</p>

を実施してございます。

国が6月下旬から再資源化のために事業を行うとするものを順次認定しているわけなんです、その動向と認定事業者の業務内容を注視してまいったわけですが、回収効果が高いと見込まれてございます家電量販店が、既に認定申請を済ましているにもかかわらず、いまだ国の認定がおくれている状況でございます。

現在23区のうち15区において小型家電を区有施設等で拠点回収またはイベント会場での回収、または粗大ごみ・不燃ごみからのピックアップ、回収を実施している状況でございます。

この中で、私ども杉並区としましても他区の取り組みや民間の動向などを踏まえて、また小型家電回収の取り組み方法など、この審議会での議論を踏まえて区としての方針を定めたところでございます。

これまで区としましては、また、これ以外に若年の就労困難者対策にも力を入れてございまして、就労支援センターにおいて就労準備相談を利用しているのにもかかわらず具体的な就労活動に至らない方々を、産業分野と、今回この清掃分野とが連携して中間的就労による小型家電の再資源化事業を通して、一般就労に向けてステップアップできるように支援できないか検討を行ってまいりました。

その結果、就労センターの体制が整い次第、11月を目途に一時的な就労体験の場として位置づけて、回収分別などの必要経費について、補正予算として今年第3回区議会定例会にお諮りしまして、審議を経て10月10日に補正予算が成立しましたので、今後、個人情報漏えいが心配で携帯ショップに出すことがためらわれて自宅に眠っている携帯電話などを、今月の21日から区役所のごみ減量対策課を初めとして環境清掃関連施設6カ所において、対面方式で試行的に拠点回収を開始する次第でございます。

拠点回収場所につきましては、区民の皆さんの排出の利便性や地域性を考慮いたしまして順次拡大していくとともに、区民の皆様にご負担を感じさせず協力しやすいように、不燃ごみからのピックアップも視野に入れて検討して、あらゆる方法でレアメタルを回収してまいりたいと考えてございます。

回収品目につきましては、粗大ごみの品目として規定しているものやメーカーによるリサイクルを義務づけしてございます家電リサイクル法の対象品目、またはパソコンなどの資源有効利用促進法の対象品目を除きまして、希少性、

経済性が高く、環境省が推奨する携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、電子辞書、ACアダプター、電卓、カーナビのほか、分解に適しており、よく、比較的排出されるラジオ、電話機、電気かみそり、ヘア 드라이ヤー、ファクシミリ、炊飯器の15品目を考えてございます。

有用金属やレアメタルの回収見込み量でございますが、他の自治体を参考にしますと、月に約100キログラムを予定してございます。また「すぎなみフェスタ」など、イベントなどでも回収予定でございます。

回収しました小型家電につきましては分類・分解した後に国の認定を受けた都内の再資源化事業者へ売却いたします。売却額は今後の社会経済情勢によりませんが、キログラム単価60円を想定してございまして、年度末には約3万円の収入を見込んでございますが、こういった経費がかかってきますので区の収入とさせていただきます。

選別、または分解などの作業場所につきましては旧杉並中継所の会議室を考えてございまして、これを利用するに当たっては地元の下井草地区町会連合会に事前に説明をし、了解を得ているとともに東京都からも許可を得ているところでございます。

最後に小型家電回収における今後の課題でございますが、今年度限りで東京都による事業経費の2分の1の補助が終了し、来年度以降は経費の全てを自前で賄うために、回収・運搬や分別経費などのランニングコストの削減と回収量を確保するための区民への周知が課題と考えてございます。さらに、新たな分別区分を設けて区が回収していくことや家電量販店等と連携した仕組みづくりなどについて、清掃懇談会や研修会などを通して区民等の意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

会 長 よろしいですか。まず、説明を理解していただいて、これ審議会でも、一般廃棄物の計画を作成する際に、一つの課題として取り上げた経緯がありました。

それを踏まえてのこれまでの取り組みだと思えますけれども、まずは現状について質疑をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

お願いします。

P 委 員 就労支援のほうとコラボするのは、とてもいい考えじゃないかなと思いまし

		た。
		この小型家電の中には、やっぱり若者が使うものが結構ありまして、それを若者もわかっているでしょうしというのと、あと、それから、ただ、使ったものを分解するだけじゃなくて、まだ使えるものがあると思うんですが、それに対して使えるものをリサイクルするとかという方法をどのように考えているかなと思いました。
ごみ減量対策課長		私からお答えします。やはり、ストックヤードの関係もございまして、今回もこの小型家電の法律に基づいてレアメタルを回収するのを、まず、第一目標に考えてございますので、ご指摘の件はその次の課題なのかなと思っていません。
会 長		いいですか。ほかはいかがですか。では、O委員。
O 委 員		周知が非常に重要だというふうにおっしゃっていましたが、具体的な周知方法についてお聞かせいただきたいと思います。
ごみ減量対策課長		区のホームページ、または清掃情報誌、また「広報すぎなみ」で周知させていただきますが、それ以外に21日以降1カ月間かけて、区内JR4駅、あとメトロの丸ノ内線の方南町、また西武線の井荻駅、井の頭線久我山駅の駅頭で、朝の時間帯でございますが、1時間半から2時間ぐらい、駅頭でティッシュを配りながら、宣伝していきたいなというふうに考えてございます。
O 委 員		先ほどPさんからもご意見が出ましたけれども、やはり若者というのは、今携帯電話とか非常に持っていますので、区内の学校などにも、教育委員会を通してそういう周知方法をするというの、大学もそうですけれども、そういったところも一つ加えられたら、より少しでも増えるのかなというふうに、今思いました。
		以上です。
ごみ減量対策課長		ありがとうございます。考えさせていただきます。
会 長		それと、どなたですか。
J 委 員		同じ内容でした。
会 長		そうですか。いいですか。はい、Fさん。
F 委 員		二、三点質問があります。1点目なんですけれども、この小型電子機器等の再資源化事業を段階的に実施するとあるんですけれども、要は、これ、当初は実証実験のように行って、次年度、もしくは3年目ぐらいからは本格的にやるのかなというのが1点と。

2点目で、回収する機器ですね。これ、何が 많이ものになるのかと、どの辺を想定していらっしゃるのかというのが2点目と。

あと3点目ですけども、この回収方法及び回収見込み量でイベントの回収量を、50キロを1回というのは、この根拠というのは何かないと思ひまして、逆にイベント1回50キロですよ。これというのは、すごい分量がイベントで集まることになるのかなと思ひまして、ちょっと、この3点を、お伺ひしたいと思ひます。

ごみ減量対策課長

よろしいでしょうか。その段階的といひますのもご説明させていただいたんですが、拠点回収場所、これを段階的に増やすということと、また将来的には不燃ごみの中から資源化していきたいと思ひて、段階的といひ話をさせていただきました。

また、機器の何が一番回収量が多いのかというお尋ねですが、先行した自治体を見ますと携帯電話とACアダプター、これが、やはり3割から5割近くを占めているようでございます。なぜ携帯電話が多いのかというのは、先ほどご説明させていただきましたが、周りの人に聞きますと、携帯ショップに出すのは個人情報漏れるんじゃないかと不安だと。行政が回収するのであれば出すよといひ話は、聞いてございます。

最後に、その50キロをイベントで集めるという件ですが、去年「桃井原っぱ広場」で区政80周年の記念事業をさせていただきましたが、そのときに、10万人の方が集まっていっしやいますので、今回もおそらく50キログラム回収できるくらいの方は集まるだろうといひことを、期待的なことを含んでいまして、そのような形で表現させていただきました。

会 長  
T 委 員

ほか、いかがでしょうか。

この事業をスタートするに当たって成功の鍵は、やはり周知徹底と、いかに回収するかと、この2点だと思ひますね。周知徹底で、のぼり、あるいはユニフォームに、やっぱり大きく背中に書いたり、やっぱり目立つ方法を發揮しないと。ただティッシュを配ったって受け取りませんよ。今いろんな人が配っているから。違うんだといひことで、それで、やっぱり参加するに当たっては意気高らかに意気込みを示さないといひ本当に何をやっているのかと。ただ、突っ立っているんじゃないかなといひことで思われると思ひます。そういうことで、しっかり、やっぱり、何か方策を考え、のぼりを立てて、やっていただきたいと思ひます。

ごみ減量対策課長

それから、場所ですね。行きやすい場所、持ち込みやすい場所を設定しなきゃいけないんで、これだけじゃ、ちょっとね。持ち込むかなという疑問があるんですけども、その辺はいかがですか。

最初のご質問で、私の説明が不足し失礼しました。当然のぼりを用意させていただいて、ユニフォームを着て、あと腕章をして行きます。ほかの、ただティッシュを配るのとは違う形をアピールさせていただく予定です。言葉が足りませんでした。

あと、委員がおっしゃるとおり、この回収場所がどうなんだということがありますので、これについては、とりあえず、この場所で始めさせていただいて、回収量など検証させていただいたうえで、この場所だけでは、どうなのかについて、順次考えていきたいなと存じます。

もう一つの課題が、先ほど申し上げましたが、家電量販店ですね。認定事業者になっていただきたいのですが、なかなか国が、認定していないと。やはり、当初は、よく皆さん知っていらっしゃるビックカメラとかヤマダ電機とかが手を挙げていますが、なかなか国が認定しないものですから、これについて、民間の動向も踏まえて、これを拡大して拠点回収を増やしていいのかどうかというので、悩んでいるところでございます。ただ、試行的にはやっていきたいなと、そう考えております。

T 委 員

試行的にやるというけれどもね。資源不足、資源高騰の折、最初のスタートが肝心だと、こういうふうに私は思うから、やっぱり、やるなら徹底してやると、最初からね。その意気込みが必要じゃないかと、こういうふうに思います。

それで、ぜひ成功させていただきたいと思いますが、のぼりですが、文字と色の組み合わせをしっかり指示方に言って、どこの看板が目立つか、色と文字の組み合わせを見て、やっぱり目立つのぼりをつくってください。いつも、何か変な組み合わせでやっているケースが多いんで、よろしく願いいたします。

会 長

私からC委員にお聞きしたいのですが、個別品目のリサイクル法というのはいろいろとありますけれども、この小型家電は非常に珍しい法律ですよ。珍しいというか、ほかの家電リサイクル法だとか自動車リサイクル法なんていいますとルートが明快であるし、役割分担も明快ですよ。ところが、これはよくわからない。

というか、工夫しなさいといういろんなことが、可能性が出てきて、地域の工夫の勝負が地域の競争でもあるような、こういう要素が若干入っているのかなど。要するに先ほど言われた認定業者ですか、その民活、民間を大いに活用するというのは非常に特徴なのですが、ここに行政がどう絡むのか地域がどう絡むのかというのは、かなりフリーハンドが許されていると思いますが、その辺、何か、専門家としてコメントはありますか。何か、変な話ですが。

いや、どうしたらいいのかと、地域で。

C 委 員  
会 長  
ごみ減量対策課長

ちょっと、急に言われて.....。

ごめんなさい。急に。後でコメントありましたらお願いします。

それでは、私から。

この法律、私の考えかもしれませんが、拡大者生産責任という形で、本当は打ち出していくべき時代の中で、この小型家電リサイクル法というのは、実はそうじゃないと。結局私の聞いた範囲だけで、私の考えかもしれませんが、これは環境省、経産省がこういうような法律をつくるに当たって、メーカーはもうやめてくれと、自分たちに押しつけないでくれ言った。ということで、こういった、最終的には自治体または区民の方、住民の方に、こうやって集めてくれという話になってきたという形に解釈してございます。もう、何が何でも金属、レアメタルを集めるという形でこれができてきたのではないかというふうに。

この法律ができた当初は日本全国の自治体の5割程度しか手を挙げていなかったわけですね。なぜそういったことかという最終的には初期投資という形で国のほうが面倒見ますよと言っていますけれども、1年後、2年後についてはランニングコストは各自治体のものですよ、自分たちで考えなさいという形になっています。費用がかかってくるわけで、費用対効果を考えると、さきほど申し上げました収入も、区の歳入があまり見込めない中で持ち出しがすごく多いです。自治体としては二の足を踏んでいると。

たしかに環境は大事だということは充分承知しておりますけれども、経費の問題もあり、なかなか各自治体が手を挙げてこない。今現在、日本全国で7割ぐらいと聞いてございますが、現状はそんなところですか。答えになっているかどうか。

会 長

まだ、始まったばかりなので、ここで余り評価をするのは、まだ早いと思いますが。

これをやってみての、いわゆる環境会計というか廃棄物会計というか、収支決算がどうなるかというのが気になるし、それから、自治体によってやり方がいろいろと出てくるのでしょね。その比較をして何が一番効果的な方法なのか。杉並は一体その中で、一体どの辺に位置しているのかとか。

実績を積んで評価をして、いいことはどんどん伸ばせばいいし、もし、問題点があるようでしたら、杉並だけで悩んでも仕方がないんで、これは自治体の共通の悩みかもしれないし、場合によっては審議会としても行政当局と一緒にあって、地域で、もっと安心して、努力して、安心して協力できる方法を国の制度自体が、場合によってはですよ、将来変えることによってもっといいことになるかもしれないし、ウオッチしていく必要があるんじゃないかなと。今ここですぐに、いいとか悪いとか、余り言うつもりはありませんけれども、大変ご苦労されているなというのがよくわかりました。

何か、よろしいですか。これ、実際にやっているのはどなたですかね。それも気になりますね。区の職員がやっているのですか。

ごみ減量対策課長  
会 長

そうでございます。回収するのは区の職員でございます。  
そうですか。

ごみ減量対策課長  
会 長

ただ、分解するのは委託しているところに。  
いや、さっきの、配った.....。

ごみ減量対策課長  
会 長

ティッシュですか。それは私どもごみ減量対策課と杉並清掃事務所の職員がやります。

会 長  
T 委 員

やるんですか。すごいな。  
それは頑張れと。

会 長  
C 委 員

すごい法律だな。どうぞ、C委員さん。  
すみません。P委員のおっしゃるように、すごい、就労準備のためということで、非常に、都の支援がなくなっても継続して事業化していただきたいなと厚く思いますので。

例えば、学校に出前授業じゃないですけども、とりに行くというんですか。携帯をとりに行くとか、例えば、ボーイスカウトとか、学校支援本部を使って集めさせて区に持っていきなさいというふうに。杉並区にある団体で、そういう就労支援のためですよということで心を動かす団体というのは、すごく多いと思うので、そちらの方をうまく使って、ティッシュ配るよりも楽に回収していただけたらいいなと思います。

<p>会 長 P 委 員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>すみません。今ティッシュを配るというお話ですけれども、この期間に、何か宣伝するようなもの、環境に対するものとか、余り嫌がられずに皆さんがご覧になれるようなものを、かわりに渡すみたいな感じのがいいのかなと思いました。</p> <p>あと、イベントに対しては、そののぼりとかユニフォームとかつくられるんだったら、やっぱり、持ってくる方というのは、何かお得な場合とか、何か得したなとか、何か褒めてもらえたなとかと思うと、結構積極的になれるので、何とか賞じゃないけれども、何かそういった見返りがあるものがあると、とても広がるんじゃないかなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>ごみ減量対策課長</p>	<p>ありがとうございました。私の言葉足らずで、イベントのときに先着500名にマイバッグを配るという形も考えてございます。また、ご意見があればお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>これで3つの報告事項の審議が終わりました。そこで、今日の議題は終了ということで、一旦事務局にお戻ししたいと思います。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>長時間にわたりまして、ご審議をいただきましてありがとうございました。</p> <p>何点か事務連絡をさせていただきます。まず、冒頭にもございましたが、議事録でございます。そちらは区のホームページで公開をさせていただきます。委員の皆様にも事前にご送付いたしまして、内容の確認をしていただいた後に公開をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それから、次回の審議会でございますが、今のところ、年明けの1月の中旬ぐらいがいかかなということで事務局のほうでは考えてございます。会長ともご相談した上でご連絡させていただきますので、よろしく願いをいたします。私からは以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。一応これで今日の議事は全部終了いたしました。これ以外に何か皆様のほうから、特に何かございますか。ご発言なり、そのほか、何かご提案など。よろしいですか。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>